

はしがき

二〇一七年五月三日、日本国憲法は施行七〇周年を迎えました。これまでの七〇年間、憲法の解釈によって内容を変更する「解釈改憲」という手法によって種々の変容を被りながらも、ともかく、憲法九六条の手続による「明文改憲」は行われずに来ました。その間、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という基本原則は、徐々に国民の間に定着し、日本の戦後民主主義や人権保障の進展に寄与することができたといえます。何より、第二次世界大戦への反省から、非武装平和を誓った憲法九条を堅持し、戦争をしない平和国家として国際的な地位を築いてきたことは、国民の生活や経済発展を守る上でも、計り知れない大きな意義を持っていました。

しかし、七〇周年の当日、内閣総理大臣である安倍晋三自民党総裁は、二〇二〇年に憲法九条改正を施行したいという具体的な方針を打ち出し、自らの政権下でいよいよ「改憲」を実現する意思を明らかにしました。国会や与党内ですら、具体的な議論をしていない段階で、このような発言が飛び出したことに、与野党だけでなく、マスコミや国民も驚いたという状況です。

他方、同じころ発表された新聞各社の世論調査結果では、憲法九条を改正せよという意見は以前よりも大幅に少なくなっていました。NHKが発表した世論調査結果でも、「憲法九条の改正は必要か」という質問に対して、「必要」と答えたのは二五%、「必要ない」と答えたのが五七%に及ん

でいました。(NHK世論調査「日本人と憲法二〇一七」NHK NEWS WEB、<https://www3.nhk.or.jp/news/special/kenpou70/yoron2017.html>)。

このように、国民の意見とも異なって憲法改正を自らの手で実現したいというのは、国民のためというよりは、政治家個人や政党の野望・宿願によるものであり、何より「国民不在の」「政治の論理」によるものであると言わざるを得ないでしょう(これが「政治の論理」に他ならないことについては、辻村「比較のなかの改憲論」岩波新書を参照してください)。

憲法改正の内容よりも、ともかく一度「憲法改正を国民に一度味わってもらおう」という、「お試し改憲論」と称されている実態(朝日新聞二〇一七年五月三日朝刊、社説参照)も、私たち国民＝主権者からすれば、大きな問題です。ほかならぬ国民にとって重要な意味を持つ憲法改正が、政治家の野心や「お試し」のために行われるなど、もつてのほかです。本当に、主権者である国民一人一人が納得して、大多数の主権者が提案に賛成してはじめて、憲法改正を行うことが許されるといえるでしょう。

さらに、二〇一七年九月の突然の解散表明と一〇月二日の総選挙の結果、野党の分断によって大勝した与党が、議席の三分の二を占めることとなりました。これによって、今後は、憲法改正の論議が本格化することが予想されます。このようなときこそ、私たち一人一人が憲法改正の意味や立憲主義の内容を正しく理解し、「熟議」を経たうえで、大多数の国民の明確な意思のもとに審議が進められることが求められます。

本書は、このような状況下にある今こそ、必要な情報を一人でも多くの皆様にお届けするため、

戦後の改憲論議の焦点であり続けてきた平和主義（九条）や家族の問題（二四条）を中心に編集したものです。内容は、市民・学生や弁護士等の皆様に対して直接お話ししてきた数々の講演（二七三頁の一覧参照）をベースとして加筆しています。

この本では、第1章で、現在、「立憲主義」の危機が問題になっていることから、「立憲主義」とは何か、ひいては、憲法とは何か、ということをもう一度考え直し、日本国憲法の生い立ちに立ち戻りながら、憲法を読み直します。

さらに、第2章では、憲法九条や平和主義、平和的生存権について考えます。憲法がどこまで私たちの暮らしに根付いているかという観点を根底に置きながら、改憲論の焦点である憲法九条の解釈や運用、今後の展望、平和的生存権の意義などについて述べています。

そして、第3章では、憲法九条に比べればあまり知られてないものの、国民の家族生活にとって大きな意味を持つ憲法、二四条と一三条・一四条を取り上げます。ちょうど、民法七三三条（女性のみ）に再婚を六箇月間待たせる規定）の一部が憲法に違反するという最高裁判決が二〇一五（平成二七）年一月一六日に出され、二〇一六年六月に民法が改正されたばかりです。この問題は、現在でも多数存在すると言われている「無戸籍」の人の問題にも関わっており、旧憲法下の家制度の残滓が、戦後七〇年以上たった今でも大きな影響を与えていることを示しています。また、同じ日の最高裁判決で、夫婦に同姓を強制する民法七五〇条が憲法に違反しないと判断されたことから、選択的夫婦別姓制や通称使用の問題が議論されています。これらは、男女を問わず、国民の生活にとって極めて重要な問題であり、憲法二四条（および一三条・一四条）が定める「個人の尊厳」や男女平等な

どの人権の基本原則が本当に私たちの社会に根付いているかを判断する試金石になるものです。

本書では、このように、憲法の人権保障や平和主義の規定が私たちの生活や権利を守ってきたのか、という観点から、改めて憲法の歩みをふりかえり、平和と人権・家族の問題を中心に、憲法改正論議について考えてみることにします。

私たち一人一人が憲法のことを考え、学ぶために、この本がお役に立つことができれば、幸いです。

二〇一八年二月

辻村みよ子